

## 富士山火山砂防計画の基本構想について

平成19年12月18日

国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所  
静岡県 建設部 河川砂防局 砂防室  
山梨県 土木部 砂防課

同時発表  
富士宮市記者クラブ  
富士市記者クラブ  
富士吉田市記者クラブ  
静岡県県政記者クラブ  
山梨県県政記者クラブ

静岡県、山梨県にまたがる富士山周辺では平成12年に発生した低周波地震を契機に富士山が活火山であることが再認識され、平成16年に富士山火山防災ハザードマップが内閣府より公表されました。

このようなことから、富士砂防事務所、静岡県、山梨県では、想定される火山災害を軽減させるための富士山火山砂防計画を策定すべく、平成16年度に富士山火山砂防計画検討委員会を設置し、4回にわたる検討を重ねた結果、富士山火山砂防計画の基本構想をとりまとめました。

基本構想は、砂防施設による対策（ハード対策）の基本的な考え方をまとめたものであり、今後、この構想に沿って具体的な対策を検討していく予定です。

### 1. 基本構想の内容

- (1) 富士山周辺の人命や社会基盤に被害を与える①噴火に伴う土石流、②融雪型火山泥流、③溶岩流の3つの主要な現象を対象現象とする。
- (2) ハード対策は、基本対策と緊急減災対策に分けて計画し、基本対策は(1)の対象現象に対して平常時から段階的な施設整備を実施する計画とする。また、緊急減災対策は噴火時など緊急時に応急的な施設で対応する計画とする。
- (3) 対象規模は、過去3200年間の噴火を考慮して設定する。
- (4) 対策の優先度は、被害人口、被害額、主要施設の有無など多面的な観点で評価し、検討を進める。
- (5) 計画は環境や景観、既存施設の配置状況を配慮し、あわせて火山活動監視等の充実を図る。

なお、基本構想の全文は、富士砂防事務所ホームページ (<http://www.fujisabo.go.jp>) をご覧ください。

### 2. 今後の検討予定

富士山火山砂防基本計画は、富士山火山砂防計画検討委員会において検討を頂きます。そのうちの緊急減災対策については、計画を実施に移すための行政的対応について富士山火山噴火緊急減災対策検討会において検討を頂く予定です。

会合はそれぞれ年2回程度開催の予定です。(今年度1回目はそれぞれ実施済み)

問い合わせ先

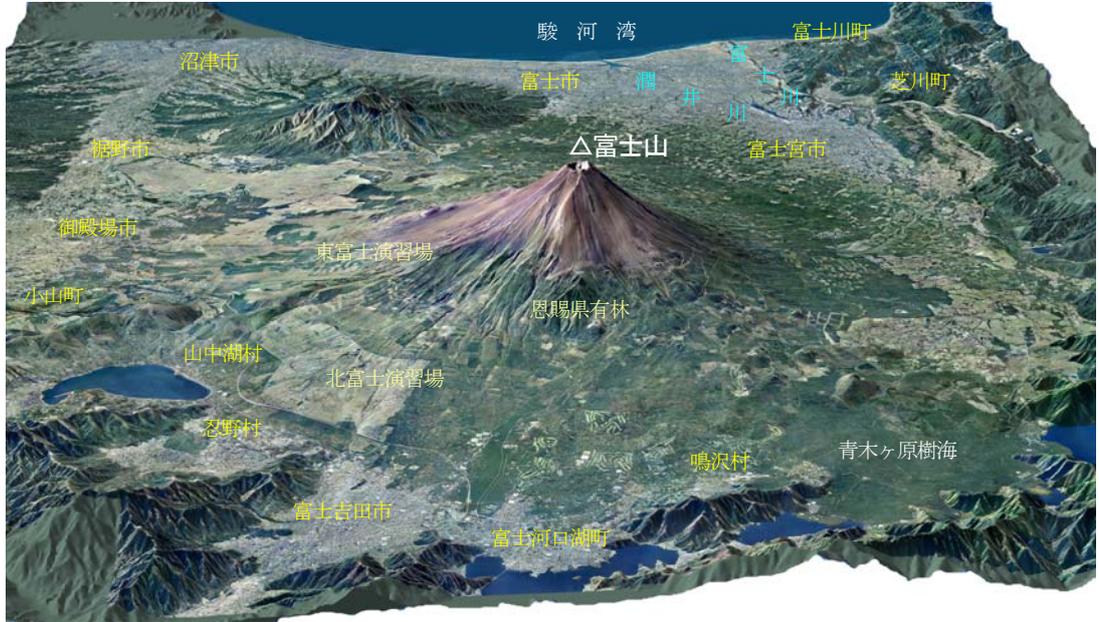
国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所 副所長 谷田 良三  
TEL : 0544-27-5221  
調査課長 石原 慶一  
TEL : 0544-27-5387

# 富士山火山砂防計画の基本構想 要旨 (ハード対策編)

## 1. 富士山の概要

### ■日本のシンボル『富士山』

富士山は日本最高峰（標高：3,776m）の均斉のとれた美しい円錐火山で、古くから我が国の象徴的存在として親しまれています。また、現在広大な裾野では多くの人々の生活や経済活動が営まれ、東西を結ぶ重要な道路や鉄道等の幹線が存在しています。

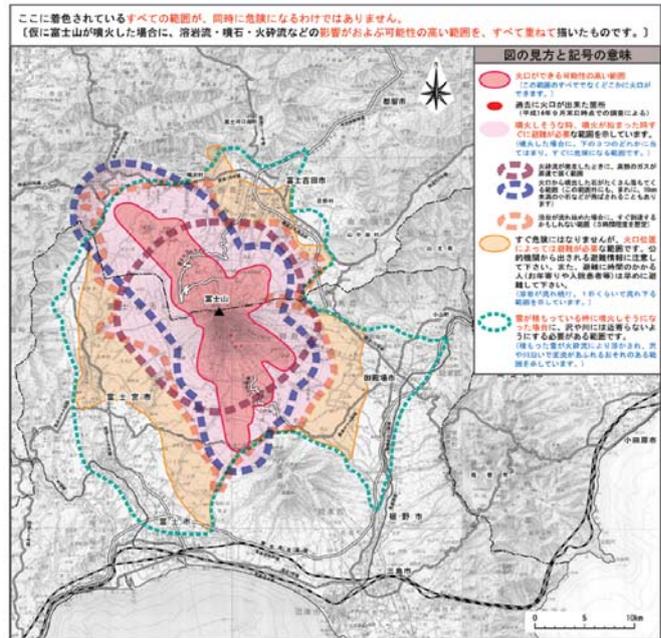


富士山が噴火しそうな時には、公的機関からの情報に注意し、  
方が一に備えて避難の準備をする等、適切に行動しましょう。

### ■火山防災マップ

一方で富士山は有史以降、幾度も噴火を繰り返してきた活火山です。特に今からおよそ300年前の宝永4年(1707年)に南東斜面で生じた大噴火により噴出した火山灰などの噴出物は、100km以上離れた房総半島にまで降り注ぎました。

こうしたことから平成13年7月に国および関係する県、市町村による「富士山ハザードマップ検討委員会」が設置され、平成16年6月には「富士山火山防災マップ」が公表されました。(右図)



## 2. 富士山火山砂防計画の基本構想

### ■基本構想とは

富士山噴火によって想定される噴火現象や土砂災害から地域住民の生命・財産・公共資産などを守り、被害を軽減するためのハード対策計画策定の基本的な考え方をとりまとめたものです。

### ■対象とする検討範囲

噴火時やその後の降雨によって土砂災害が発生するおそれがある富士山体域とします。

## ■ハード対策の対象現象

富士山噴火に伴って発生する可能性がある現象は多岐にわたります。このうち全てをハード対策の対象とするのではなく、下記の現象を対象とします。

◎溶岩流 ◎融雪型火山泥流 ◎噴火に伴う土石流※

※ おもに降灰後の土石流をいう

## ■ハード対策の基本的な考え方

### 1) 対応方針

- ハード対策は、平時から整備を進めていく基本対策と噴火の兆候が現れてから整備する緊急減災対策砂防に分けて実施します。
- 基本対策施設の効果を確保するため平常時および緊急時に可能な限り堆積土砂を取り除きます。
- 富士山では複数の土砂移動現象が想定されるため、現象ごとに施設効果が最大限に発揮されるように適切な工種を組み合わせしていきます。

### 2) ハード対策実施上の制約条件とその対応策

- 噴火口周辺では施設の破壊や施工中の危険が伴うことから想定火口形成範囲内には計画しないこととします。
- 急勾配地では土砂の捕捉・堆積効果が低いため、斜面勾配 10° 以下から保全対象の上流側にて対策することを前提とします。

## ■基本対策の進め方

対象となる現象の規模が大きいため、基本対策は段階的な整備目標を定め、整備を進めていきます。(右表)

整備段階	整備の考え方
第一段階	噴火に伴う土石流を対象に整備
第二段階	第一段階 + 融雪型火山泥流を対象に整備
第三段階	溶岩流の1千万 m <sup>3</sup> に対応する規模
第四段階	溶岩流の2千万 m <sup>3</sup> に対応する規模

## ■緊急減災対策砂防

緊急減災対策砂防は、基本対策の効果を向上させ被害を可能な限り軽減することを目的として、以下の考え方で実施します。

- 噴火が発生した時点で基本対策施設が整備途中の場合、応急的手段を含めて完成を急ぐ
- 噴火が想定以上の規模になった場合、応急的な施設で対応する
- 対策の未整備区域に火口が生じた場合、応急的な施設で対応する

## 3. 対策実施の優先度とハード対策の事業効果評価

対策の実施にあたっては、対象地域の危険度を基に優先度を設定し順次整備を行います。また、火山砂防事業によるハード対策の効果評価にあたっては、直接的な被害額の軽減だけではなく噴火災害が及ぼす被害や影響の多面性を反映するような観点で評価します。

## 4. 火山砂防計画策定上の留意点

- ・富士山は日本の象徴的存在でもあるので、環境や景観に十分配慮した計画とします。
- ・施設配置計画は現況の土地利用に配慮するとともに、既に設置されている砂防施設等の配置状況も踏まえて策定します。
- ・砂防施設等によるハード対策とともに火山活動監視や警戒避難情報の提供などのソフト対策の充実を図ることとします。